

議案第 92 号関連資料

明石市葬祭事業条例の一部を改正する条例制定について

1 改正目的

人件費及びガソリン価格の高騰等の社会経済情勢を踏まえ、霊きゆう用普通自動車の使用料を引き上げるため、条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 霊きゆう自動車の使用料等について

本条例において、葬祭式場、火葬場、霊きゆう自動車の使用料を定めており、市が所有する霊きゆう自動車を運行した場合、条例に基づき使用料を徴収しています。

ただ、実際の霊きゆう自動車の運行につきましては、直営時よりほぼ外部委託を行っており、指定管理者制度導入後も第三者委託により同様に運行しています。

委託による霊きゆう自動車の使用料は、明石市葬祭事業における葬祭用具等の販売に関する要綱（以下、「要綱」という。）により料金を定め、金額も市による運行と委託による運行で齟齬が出ないように、条例の霊きゆう用普通自動車と同額としています。

(2) 使用料改定の背景・理由

現在の霊きゆう用普通自動車の使用料については、平成 25 年 4 月 1 日から適用されており、この 10 年を経過する中で、人件費やガソリン代の高騰といった社会経済情勢に加え、令和 6 年 4 月 1 日から働き方改革関連法により自動車運転業務の年間時間外労働時間の上限が規制され、搬送業務の維持にかかるコストが増加しています。

こうした中、市として、引き続き市営葬儀のサービスを維持するため、委託による運行におきまして、適正な料金で運用するとともに、民間事業者との価格差を是正するため、要綱の料金を見直すにあたり、同額に設定している条例の霊きゆう用普通自動車の使用料についても見直すものです。

3 条例改正額（案）

【条例別表第 3（第 5 条関係）】

	霊きゆう用普通自動車	
	新	旧
10 kmまで	17,600 円 (+2,800)	14,800 円
20 kmまで	19,800 円 (+1,500)	18,300 円
30 kmまで	24,200 円 (+2,200)	22,000 円
40 kmまで	28,600 円 (+3,000)	25,600 円
50 kmまで	33,000 円 (+3,900)	29,100 円

4 施行期日及び経過措置

(1) 施行期日

令和7年4月1日

(2) 経過措置

この条例による改正後の明石市葬祭事業条例別表第3の規定は、この条例の施行の日以後に使用の許可を受けた者に係る使用料について適用し、同日前に使用の許可を受けた者に係る使用料については、なお従前の例による。

【参考】

1 前回改正（消費税増税による改正は除く）時の変更額

【平成25年4月1日改正】	霊きゆう用普通自動車	
	新	旧
10 kmまで	14,100 円 (+4,600)	9,500 円
20 kmまで	16,200 円 (+5,100)	11,100 円
30 kmまで	19,600 円 (+6,200)	13,400 円
40 kmまで	23,000 円 (+7,300)	15,700 円
50 kmまで	26,400 円 (+8,300)	18,100 円

2 価格の高騰

ガソリン平均価格	平成25年度	令和5年度	差額
	156.4 円	170.4 円	+14 円
最低賃金価格	平成25年度	令和6年度 (10月1日から)	差額
	761 円	1,052 円	+291 円 (約 1.4 倍)

※ガソリン平均価格は、経済産業省資源エネルギー庁の給油所小売価格調査における該当年度期間の兵庫県でのレギュラー価格の平均値

3 兵庫県霊柩自動車協会のモデル運賃

全国団体である一般社団法人全国霊柩自動車協会の兵庫県支部である兵庫県霊柩自動車協会では、入会者に対し、下記のモデル運賃（令和5年度）を提示している。

	霊柩車（普通車）
10 kmまで	20,000 円
20 kmまで	24,000 円
30 kmまで	28,000 円
40 kmまで	32,000 円
50 kmまで	36,000 円